花巻市立幼稚園における預かり保育料の減免対象と減免の割合

|  |  |
| --- | --- |
| 減免対象者 | 減免の額 |
| 区分 | 世帯から１人就園の場合及び同一世帯から２人以上就園している場合の最年長者（第１子） | 同一世帯から２人以上就園している場合の次年長者及び小学校１から３年生までの兄・姉を１人有しており、就園している場合の最年長者（第２子） | 同一世帯から３人以上就園している場合の左以外の園児、小学校１から３年生までの兄・姉を１人有しており、同一世帯から２人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校１から３年生までに兄・姉を２人以上有している園児（第３子以降） |
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯 | 預かり保育料の全額 | 預かり保育料の全額 | 預かり保育料の全額 |
| 令和２年度市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | 預かり保育料の２分の１ | 預かり保育料の４分の３ | 預かり保育料の全額 |
| 令和２年度市町村民税の所得割課税の額（世帯構成員中２人以上に所得がある場合については、所得割課税の額の合計額とする。）が、46,000円以下となる世帯 | 預かり保育料の４分の１ | 預かり保育料の８分の５ | 預かり保育料の全額 |
| 上記区分以外の世帯 | （減免はありません） | 預かり保育料の２分の１ | 預かり保育料の全額 |